令和７年度　全国こども政策主管課長会議

国民年金第１号被保険者の育児期間における保険料免除（育児免除）制度について

厚生労働省年金局
事業管理課

こどもまんなか
こども家庭庁

《 目 次 》

1. 背景・目的

2. 制度の概要

（1）対象者

（2）子の範囲

（3）育児免除期間

（4）育児免除期間に係る取扱い

（5）留意事項

（6）周知広報

1. 背景・目的

○　自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者について、育児期間に係る保険料免除措置を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布され、国民年金法が改正されることとなった。**【施行日：令和8年10月1日】**

（参考）国民年金制度に係る主な保険料免除の概要

①全額免除
○**一定の所得基準額（※）以下の者について、**本人からの申請に基づき、国民年金保険料を全額免除する。
○免除期間は当年7月～翌年6月の12ヶ月。
○全額免除期間に係る**基礎年金は国庫負担分（1/2）のみ給付**される。

＜イメージ図＞

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
				免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	免	

（※）（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

②産前産後免除（平成31年4月～）
○子を出産した実母について、**所得に関係なく、**本人からの届出に基づき、国民年金保険料を全額免除する。
○免除期間は出産（予定）月の前後4ヶ月間。
○保険料納付済期間として、産前産後免除期間に係る**基礎年金は全額給付**される。

出産（予定）月

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
	産	産	産	産												

4ヶ月

③育児免除（新設）
○子を養育する者について、**所得に関係なく、**原則本人からの届出に基づき、国民年金保険料を全額免除する。
○免除期間は子の出産月から1歳到達日翌日の前月までの原則12ヶ月。
○保険料納付済期間として、育児免除期間に係る**基礎年金は全額給付**される。

出産月　　1歳到達

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
		育	育	育	育	育	育	育	育	育	育	育	育			

原則12ヶ月

2. 制度の概要

(1)対象者【国年法第88条の3】

〇子を養育する第1号被保険者(父母)

※「子を養育する」とは以下①～③の全てを満たすこと。

①子との親子関係が継続していること

②子と住民票上の同一住所であること

③子が生存していること

(2)子の範囲【国年法第88条の3第2項】

〇法律上の親子関係がある子(実子及び養子)

※特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託されている要保護児童も含む。

(3)育児免除期間　※保険料納付済期間として算入される。(産前産後免除と同様)【国年法第5条第1項】

①実母【国年法第88条の3第1項】

〇出産(予定)月より起算して三月を経過した月から、出産(予定)月より十二月を経過した日の前月までの期間

⇒産前産後免除期間(4ヶ月)に引き続く9ヶ月

<図①>

	出産(予定)月													1歳到達		
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
	産	産	産	産	育	育	育	育	育	育	育	育	育			

4ヶ月　　9ヶ月

②実父や養子を養育する父母【国年法第88条の3第2項】

〇子を養育することとなった日の属する月から、子の1歳到達日の翌日の前月までの期間

<図②>

	出産月 (養子縁組月)												1歳到達		
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
		育	育	育	育	育	育	育	育	育	育	育	育			

原則12ヶ月

③育児免除期間中の第1号被保険者資格の喪失・再取得

○育児免除期間中に第1号被保険者資格を喪失し再取得した場合、第1号被保険者期間を喪失している間は、育児免除期間から除く。

＜図③＞

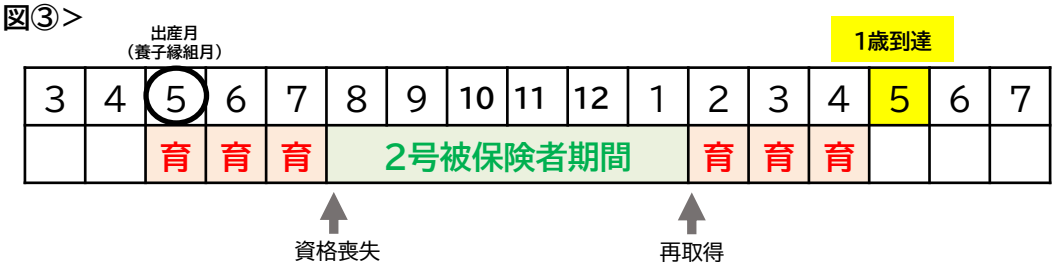

④育児免除期間と産前産後免除が重複する場合

【国年法第88条の3第2項】

○育児免除期間中に別の子に係る産前産後免除期間に該当した場合は、当該期間は育児免除期間から除く。

＜図④＞

(4)育児免除期間に係る取扱い

①付加保険料の納付又は国民年金基金への加入を可能とする。

②任意加入期間は育児期間免除適用外となる。

③死亡一時金及び外国人脱退一時金の支給要件において、保険料納付済期間として算入される。

(5)留意事項

①育児免除に係る届出期限(時効)は設けられていない。

②届書の受付・受理は、市区町村による法定受託事務とする。

※国年則第86条(経由の省略)等に基づき、日本年金機構による受付・受理も可能。

※(4)及び(5)に列挙した事項については、いずれも産前産後免除における取扱いと同様。

（6）周知広報

各自治体国民年金担当課、国民健康保険主管課、母子保健主管部（局）、児童福祉主管部局向けにポスター、リーフレットの配布を行います。（日本年金機構より令和8年3月以降随時送付）

リーフレット（A4版）

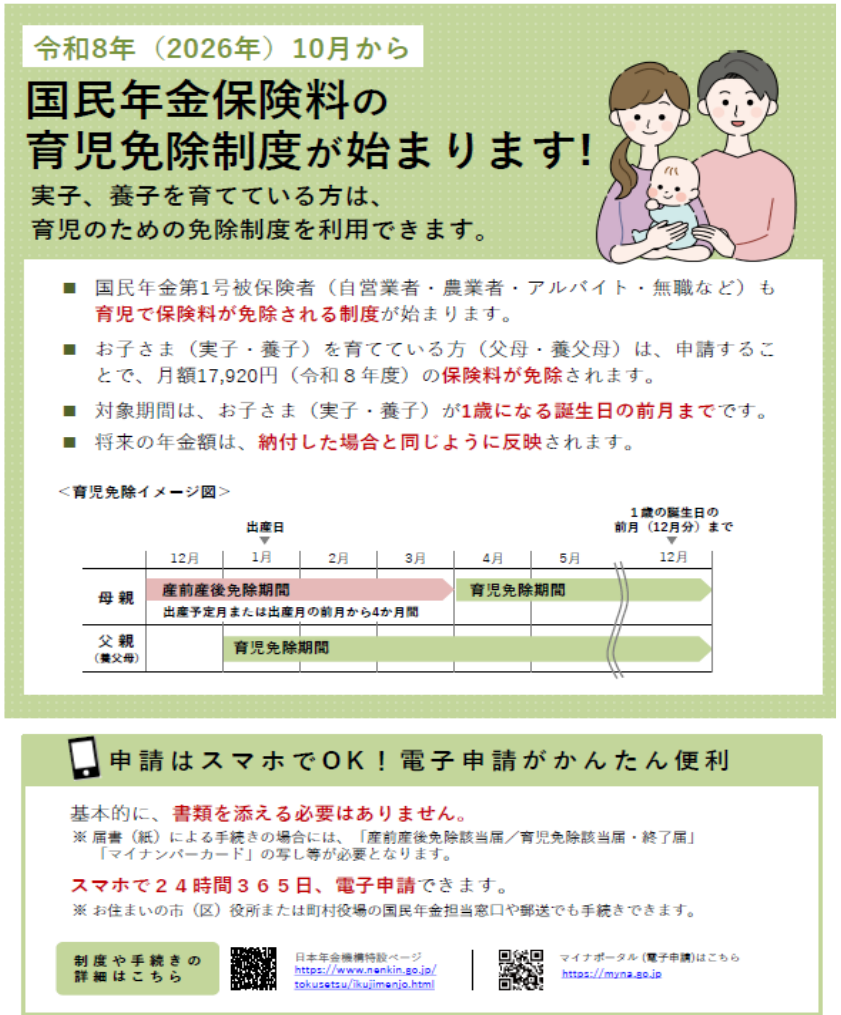

ポスター（A2版）